

証券コード 7695

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目26番20号

東京建物東渋谷ビル7F

**株式会社 交換できるくん**

代表取締役社長 栗原 将

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dekirukun.co.jp/co/ir/>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会」の順に選択いただきご確認ください。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスし、銘柄名に「交換できるくん」又は証券コードに「7695」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日(金曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月24日(月曜日) 午後1時(受付開始 午後0時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
渋谷ソラスト4階 渋谷ソラストコンファレンス4G

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件  
**第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  - ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、電子提供措置事項を記載した書面を全ての株主様にお送りしております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役会の業務執行の決定を広く取締役委任することにより、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、今後の事業展開及び事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~20. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>21. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~20. (現行どおり)</p> <p><u>21. コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、販売、保守、賃貸、管理</u></p> <p>22. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>③ <u>第一項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>④ <u>第二項の規定にかかわらず、補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)  <u>第31条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)  <u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)  <u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法)  <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第37条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)  <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第39条</u> 監査役の報酬等については、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第40条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)  <u>第34条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>当社は、<u>第26期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにより、取締役全員(4名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当		所有株式数 (株)
1	<p style="text-align: center;">くりはら まさる 栗原 将 (1975年10月29日)</p>	<p>1996年4月 1998年11月 2017年11月 2021年7月 2022年6月</p>	<p>株式会社メガ入社 有限会社ケイシス(現当社)設立代表取締役社長 (現任) 株式会社CRESCUNT設立代表取締役(現任) 株式会社KDサービス取締役 株式会社KDサービス取締役会長</p>	1,385,000
<p>[取締役候補者とした理由] 当社創業以来一貫して当社代表を務め、長年に亘る経営経験とともに企業価値の向上を目指し、事業運営における迅速かつ柔軟な意思決定を行ってまいりました。今後の当社の成長及び経営理念の実現に向け適任であることから、引続き取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
2	さとう こうじ 佐藤 浩二 (1969年4月9日)	1992年4月 日本ユニシス株式会社(現BIPROGY株式会社)入社 1998年3月 日本ビューレット・パッカード株式会社(現日本ビューレット・パッカード合同会社)入社 2004年8月 イー・ベンチャーサポート株式会社(現株式会社オープンストリーム)入社 2006年4月 同社取締役 2007年7月 同社代表取締役社長 株式会社豆蔵OSホールディングス執行役員 2008年6月 同社取締役 2009年12月 株式会社フォスターネット取締役 2012年1月 ジェイエムテクノロジー株式会社取締役 2015年4月 株式会社オープンストリーム代表取締役会長 ジェイエムテクノロジー株式会社代表取締役社長 2015年7月 センスシングスジャパン株式会社代表取締役社長 2016年3月 株式会社コーワメックス代表取締役社長 2016年10月 ニュートラル株式会社代表取締役社長 2018年6月 株式会社豆蔵ホールディングス代表取締役社長 株式会社豆蔵取締役 株式会社ネクストスケープ取締役 株式会社エヌティ・ソリューションズ取締役 2019年6月 株式会社豆蔵ホールディングス取締役 2020年5月 株式会社オープンストリーム取締役副社長 2021年6月 当社取締役コーポレート本部長 2022年6月 株式会社KDサービス代表取締役 当社取締役副社長コーポレート本部長(現任) 2023年5月 株式会社KDサービス取締役(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 複数のITサービス企業の取締役を務め、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、当社の成長加速において適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
3	<p style="text-align: center;">よし だ まさ ひろ 吉 田 正 弘 (1972年3月23日)</p>	<p>1992年4月 株式会社エス・シー・アイ入社  1993年8月 西日本ツーリスト株式会社入社  1995年3月 日設エンジニアリング株式会社(現株式会社テクノプロ)入社  2004年4月 同社執行役員海外事業部長  2007年6月 ラディアホールディングス株式会社海外事業本部副本部長(兼)アジア事業部長  2010年6月 株式会社メイビス代表取締役社長  2011年9月 株式会社フォスターネット執行役員 営業部長  2012年4月 同社代表取締役社長  2016年6月 シアルシステム株式会社取締役  2018年6月 株式会社コーワメックス取締役  2019年6月 同社代表取締役社長  2022年4月 株式会社フォスターネット取締役  2022年10月 株式会社KDサービス取締役  2023年5月 同社代表取締役(現任)  2023年6月 当社取締役(現任)</p>	—
<p>[取締役候補者とした理由]  複数のIT・人材サービス企業の取締役を務め、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していること、また、2023年5月より子会社の代表取締役を務めており、当社グループ経営の成長戦略の推進において適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
4	吉野 登 (1949年11月5日)	1968年3月 株式会社西友ストア(現株式会社西友)入社 1971年5月 株式会社タカキュー入社 1987年5月 同社取締役財務企画室長 1989年5月 同社常務取締役財務本部長 1990年7月 同社常務取締役財務・人事本部長 1996年3月 株式会社セキチュー入社 1997年5月 同社取締役総務部長 1999年2月 株式会社モスフードサービス入社 2003年4月 同社執行役員直営本部長 2007年3月 同社常務取締役営業本部長 2010年2月 同社常務取締役経営戦略本部長 2012年11月 株式会社モスストアカンパニー取締役会長 2013年3月 株式会社ホットランド社外取締役 2014年4月 吉野人事研究所代表(現任) 2017年11月 当社社外取締役(現任)	—
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 株式会社モスフードサービスの常務取締役や株式会社モスストアカンパニーの取締役会長を務め、これまで培ってきたビジネス経験・知識などを活かし、当社の経営全般に対する客観的かつ適切な監督・助言を通して当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引続き社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉野登氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は取締役候補者 吉野登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 吉野登氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月であります。
5. 吉野登氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
7. 代表取締役社長栗原将の所有株式数は、株式会社CRESCUNTが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、監査等委員会設置会社に移行することとなるため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
1	すずき けんご 鈴木 謙 吾 (1974年7月23日)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 米川耕一法律事務所(現米川総合法律事務所)入所 2004年9月 鈴木謙吾法律事務所 代表(現任) 2006年6月 株式会社トランスポートオオスギ取締役(現任) 2006年6月 株式会社トランスポートセイブ取締役(現任) 2012年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤教員 2012年6月 新高商運株式会社取締役(現任) 2015年2月 一般社団法人日体大S C横浜監事 2018年6月 当社社外監査役(現任) 2021年12月 株式会社Polite社外監査役 2022年3月 株式会社トランスポートグループ本部取締役(現任) 2022年4月 株式会社HAPPY PRICE(現PRINCING DATA)社外取締役(現任) 2022年12月 株式会社Polite社外取締役(現任)	—
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 弁護士として企業法務に精通し、また、2018年6月より当社社外監査役を務めており当社の経営に対する監査に十分な役割を果たしている事から、更なるコーポレートガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
2	<p style="text-align: center;">の だ ゆ う こ 野 田 優 子 (1973年2月19日)</p>	<p>1995年10月 公認会計士二次試験合格 1997年 8 月 中央青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）国際部 入所 2002年 4 月 公認会計士登録 2005年 8 月 税理士法人山田&amp;パートナーズ 入社 2007年 1 月 野田総合会計事務所設立 代表社員（現任） 2017年 1 月 大友ロジスティクスサービス（株） 社外取締役（現任） 2017年 1 月 野田総合コンサルティング（株）設立 代表取締役（現任） 2018年 7 月 野田総合アセットマネジメント（株）設立 代表取締役（現任） 2020年 2 月 株式会社 魚金 社外取締役（現任） 2021年 8 月 株式会社 ノンストレス 社外監査役（現任） 2021年11月 野田総合M&amp;Aコンサルティング（株）設立 代表取締役（現任） 2023年 9 月 株式会社 マーケットエンタープライズ 社外監査役（現任）</p>	—
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 公認会計士として企業会計・税務全般に精通し、また、複数の企業において社外役員を務めており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行全般の監査・監督への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有株式数 (株)
3	はっとり みちこ 服部道子 (1968年9月8日)	1984年6月 当時史上最年少で日本女子アマチュアゴルフ選手権優勝 1985年8月 全米女子アマチュアゴルフ選手権で当時史上最年少、日本人として史上初優勝 1998年11月 賞金女王 獲得 2019年6月 東京オリンピックゴルフ競技日本代表女子コーチ就任 2021年11月 パリオリンピックゴルフ競技日本代表女子コーチ (現任) 2022年6月 公益財団法人日本ゴルフ協会 理事 (現任) 2023年6月 公益財団法人日本オリンピック委員会 理事 (現任)	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] プロゴルファーとして賞金女王を獲得、オリンピックゴルフ競技日本代表女子のコーチを務めるなどアスリートとして日本だけに留まらず海外でも活躍しており、これまでのグローバルな経験に基づき当社の持続的な成長と企業価値向上のための適切な助言・監督を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木謙吾氏、野田優子氏及び服部道子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木謙吾氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、野田優子氏及び服部道子氏の選任が承認された場合、当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。各取締役候補者が本総会で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
5. 当社は鈴木謙吾氏、野田優子氏、服部道子氏の3名につきまして、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 鈴木謙吾氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって5年11ヶ月となります。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2018年6月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、監査等委員会設置会社に移行することから、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額について、経済状況等諸般の事情を考慮して、年額200,000千円以内(うち、社外取締役については年額30,000千円以内)とすることにつき、ご承認をいただくものであります。本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等、本総会終了後の取締役会において決議予定の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給するものであること等を総合的に勘案したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役は1名)となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決にともない、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員の職務と責任を考慮して、年額30,000千円以内とすることにつき、ご承認をいただくものであります。本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案したものであり、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

以上

# 事業報告

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済活動は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う個人消費マインドやインバウンド需要の回復により正常化が進んでおります。一方で、原燃料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め政策による物価上昇、国際的な情勢不安は長期化しており、先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、キッチン・トイレ・洗面室・浴室まわりといった日常生活に欠かせない住宅設備機器の交換サービスをインターネット上で展開している当社では、「交換できるくん」Web媒体において、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウや実績をもとに、Webサイトを検索エンジン上位に表示させるための検索エンジン最適化(SEO※)に取り組むとともに、テレビCM、動画及びSNSを活用することにより、サービスの魅力や特性を波及させてまいりました。また、継続してテレビCM放映を行う事でブランド認知度向上にも努めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,565,059千円(前期比25.2%増)、営業利益は328,675千円(前期比9.0%増)、経常利益は335,847千円(前期比11.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は230,028千円(前期比24.3%増)となりました。また、工事件数は49,157件(前期件数は42,892件)となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器のeコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) SEOとは、検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、GoogleやYahoo!の検索結果で自社Webサイトを上位に表示させるために様々なアプローチでWebサイトを最適化するマーケティングの手法です。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は46,299千円であり、その主なものは、売上拡大のための基幹システムの強化・効率化を目的とした設備投資並びに拠点の拡張移転に伴う内装工事等であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金を目的として、長期借入金395,000千円を調達いたしました。

## (4) 重要な企業結合等の状況

当連結会計年度においては、2024年1月22日に株式会社アイピーエスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題とその対策は以下のとおりであります。

### ① 低コスト集客の実現

売上拡大には集客数の増加が必要であり、集客数の増加には集客コストがかかってまいります。当社が低コストで多数の集客を実現するためには、インターネット広告出稿に頼らない検索エンジンからの自然流入のさらなる上昇が必要不可欠になります。そのためには検索結果の順位の上位獲得が重要であり、SEO内部施策、コンテンツマーケティング施策、モバイルフレンドリー対応、SNSなどを活用した良質な外部リンク獲得対策などの各種SEO対策に取り組んでまいります。また、サイト流入者の集客歩留まりを向上させるためスマートフォン/PC向けサイトの読込み速度の改善やUI/UX(※)の改善に取り組んでまいります。

(注) UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略称で、UIとはデザイン、フォントや外観などのユーザーの視覚に触れるすべての情報のことであり、UXとはユーザーがこれらのUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

② サービス知名度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、新規ユーザーを継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動等により、当社及び当社Webサイト「交換できるくん」の知名度を向上させ、ユーザー数の拡大に取組んでまいります。

③ システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット上にてサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定的な稼働が重要であると認識しております。そのために、継続的なシステム投資及び人材補強等によりシステム強化に取組んでまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの徹底等に取り組むことが企業価値の向上につながるものと認識しております。そのために、事業規模拡大の基礎となる経営管理体制をより強化してまいります。

⑤ 集客チャネル・販路拡大

当社は、インターネット経由での受注獲得は事業拡大に不可欠であるものの、中長期的な成長のためにはインターネット以外の集客チャネル・販路拡大も必要と認識しております。そのために、住宅設備メーカーや住宅設備関連企業などとのBtoBの取引強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 [当連結会計年度] (2024年3月期)
売上高 (千円)	—	4,807,487	6,041,851	7,565,059
経常利益 (千円)	—	102,912	302,371	335,847
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	66,108	185,037	230,028
1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	29.38	81.91	101.20
総資産 (千円)	—	1,483,717	2,214,058	3,186,461
純資産 (千円)	—	848,884	1,047,480	1,278,303
1株当たり純資産額 (円)	—	377.28	462.68	562.09

(注) 1. 第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期の状況は記載しておりません。

2. 第24期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 [当事業年度] (2024年3月期)
売上高 (千円)	4,721,358	4,753,812	5,872,968	6,913,523
経常利益 (千円)	255,547	103,368	316,903	265,278
当期純利益 (千円)	205,549	66,699	199,941	175,088
1株当たり 当期純利益金額 (円)	97.27	29.65	88.51	77.03
総資産 (千円)	1,520,953	1,481,816	2,192,942	2,757,436
純資産 (千円)	788,809	849,475	1,062,975	1,238,858
1株当たり純資産額 (円)	350.82	377.54	469.52	544.74

(注) 第24期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社KDサービス	25,000千円	100.0%	住宅設備の施工関連事業及び 法人向けDX化支援事業
株式会社アイピーエス	15,000千円	100.0%	システム受託開発

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイピーエス	東京都北区田端6丁目1番1号	508,763千円	2,757,436千円

## (8) 主要な事業内容

当社は、住宅オーナーの住宅設備機器の故障や劣化などによる機器交換時のニーズに対して、住宅設備機器と工事をセットで販売するeコマース事業を展開しております。当社では大規模リフォームは行わず、住宅設備機器の交換事業に特化しております。

具体的には、以下の住宅設備機器について、当社のWebサイト「交換できるくん」に寄せられるお客様からのお問合せに対して、当社独自のWeb見積りシステムにより見積り提示を行い、その後の交換工事以外のすべてのサービスを非接触・非対面(インターネット及び電話)により行う効率的なビジネスモデルとなっております。

### [主な取扱い内容]

リフォーム箇所	取扱い商品
キッチンまわり	ビルトイン食洗機、ビルトインガスコンロ、レンジフード、IHクッキングヒーター、蛇口・水栓、キッチンカップボード
トイレ・洗面室、浴室まわり	トイレ、洗面化粧台、浴室暖房乾燥機、ガス給湯器
その他	壁掛けエアコン、天井埋込み型エアコン、ディスプレイ

## (9) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区
大 阪 支 店	大阪府大阪市

## (10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
144名	65名増

- (注) 1. 従業員数には、年間平均臨時雇用者数（有期雇用）26名（1日8時間換算）は含んでおりません。  
2. 当連結会計年度より株式会社アイピーエスを連結子会社化したことにより従業員が55名増加しております。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	10名減	36.0歳	4.8年

- (注) 1. 従業員数には、年間平均臨時雇用者数（有期雇用）4名（1日8時間換算）は含んでおりません。  
2. 当社の子会社である株式会社KDサービスへの出向により従業員が14名減少しております。

## (11) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	379,160千円
株式会社りそな銀行	125,024千円
株式会社三井住友銀行	69,232千円

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,274,400株 (自己株式184株を含んでおります)
- (3) 株主数 1,574名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社CRESCUNT	1,000,000株	43.97%
栗原 将	385,000株	16.93%
栗原 剛	135,000株	5.94%
松田 健太郎	28,000株	1.23%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	21,900株	0.96%
栩本 泰輝	21,200株	0.93%
榑原 暢宏	20,000株	0.88%
株式会社SBI証券	15,900株	0.70%
ジャパンワランティサポート株式会社	15,300株	0.67%
小林 亮介	14,400株	0.63%

(注) 持株比率は、自己株式(184株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年12月15日	2019年3月28日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき10,000株)	普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり64円)	新株予約権1個当たり 99,000円 (1株当たり990円)
権利行使期間		2020年1月1日から 2027年11月30日まで	2020年6月1日から 2029年2月28日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 3名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、又は当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使によって発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗原 将	株式会社CRESCUNT 代表取締役
取締役副社長	佐藤 浩二	コーポレート本部長 株式会社KDサービス 取締役
取締役	吉田 正弘	株式会社KDサービス 代表取締役
取締役	吉野 登	吉野人事研究所 代表
常勤監査役	松澤 修	株式会社KDサービス 監査役 株式会社アイピーエス 監査役
監査役	鈴木 謙吾	鈴木謙吾法律事務所 代表
監査役	村木 達也	村木達也税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役吉野登氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役鈴木謙吾及び村木達也の両氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役鈴木謙吾氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役村木達也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、取締役吉野登、監査役鈴木謙吾及び村木達也の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されます。

ただし、当該保険契約に係る免責規定により、被保険者が法令違反等を認識しながら行った行為等を含む一定の場合には免責となります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	44,200 ( 4,200)	44,200 (4,200)	—	—	3 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,425 (4,800)	12,425 (4,800)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	56,625 (9,000)	55,625 (9,000)	—	—	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第20期定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。
2. 人数には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第20期定時株主総会にて年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。
4. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長栗原将が取締役の個人別の報酬の決定をしております。委任した理由は、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適しているとの判断によるものであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役吉野登氏は、吉野人事研究所の代表であります。当社は、吉野人事研究所との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外監査役鈴木謙吾氏は、鈴木謙吾法律事務所の代表であります。当社は、鈴木謙吾法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・社外監査役村木達也氏は、村木達也税理士事務所の代表であります。当社は、村木達也税理士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	吉 野 登	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。長年に亘る事業会社での経験と知見から経営全般の透明性、コーポレート・ガバナンスの向上等について必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	鈴 木 謙 吾	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地からコンプライアンス経営の推進等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	村 木 達 也	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から財務・会計等について必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	29,000 千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	- 千円
①及び②の合計額		29,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定します。
  - b 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
  - c 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため「企業倫理宣言」の周知徹底を図ります。
  - d 内部通報制度に関する規程に基づき、社外に相談窓口を設け、迅速に対応します。なお、内部通報者の継続的な保護を徹底します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務の執行に係る情報又は文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
  - b 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止するとともに万一重大な事案が発生した場合は、損失又は不利益を最小化するためリスク管理規程等に基づき適切な措置を講じます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程を遵守するとともに、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
  - b 各取締役は、毎月開催する取締役会において業務目標の達成状況、課題解決のための取組み等を報告することにより、業務執行状況の監督を受けます。
  - c 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項
- a 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
  - b 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。
  - b 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならないものとします。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。そのための費用は、監査役の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保します。
  - b 監査役は、内部監査担当が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について適宜報告を受けるものとします。
  - c 代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換を実施します。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況
- a 「企業倫理宣言」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度をもって対応し、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言しています。

- b 反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力とは一切関係もしくは取引しないことを周知徹底し、万一反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等と連携して対応します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム構築にかかる基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み状況

取締役会は4名で構成され、監査役3名も出席しております。当事業年度において取締役会は19回開催され、業務執行などの監督を行うとともに各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### ② 監査役監査の実効性の確保に関する取組み状況

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。当事業年度において監査役会は13回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

### ③ リスク管理及びコンプライアンスに関する取組み状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。また、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の拡大及び収益拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来、配当は実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、財務体質を強化し人材育成、システム開発、知名度向上等、事業拡充、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取巻く事業環境を勘案のうえ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。当期の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。  
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,999,197</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,410,213</b>
現金及び預金	975,365	買掛金	655,355
売掛金	608,555	短期借入金	30,000
商品	327,235	1年内返済予定の長期借入金	174,741
仕掛品	3,807	未払金	22,730
前払費用	68,632	未払費用	172,374
その他	15,601	契約負債	205,652
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,187,264</b>	未払法人税等	37,627
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>130,985</b>	未払消費税等	35,497
建物	103,766	賞与引当金	47,657
機械及び装置	0	その他	28,578
工具、器具及び備品	26,366	<b>固 定 負 債</b>	<b>497,944</b>
車両運搬具	852	長期借入金	368,675
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>441,767</b>	その他	129,269
のれん	246,341	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,908,158</b>
ソフトウェア	195,425	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>614,512</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,278,303</b>
投資有価証券	20,949	資本金	268,858
出資金	510	資本剰余金	188,858
長期前払費用	110,888	利益剰余金	821,387
敷金及び保証金	125,504	自己株式	△800
保険積立金	322,793		
繰延税金資産	29,866	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,278,303</b>
その他	4,000		
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,186,461</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,186,461</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,565,059
売上原価	5,721,801
売上総利益	1,843,257
販売費及び一般管理費	1,514,582
営業利益	328,675
営業外収益	
受取利息	81
保険解約返戻金	6,454
為替差益	2,456
講演料収入	90
雑収入	1,866
営業外費用	
支払利息	1,415
投資事業組合運用損失	2,295
雑損	66
経常利益	335,847
経常特別損失	
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	335,847
法人税、住民税及び事業税	109,185
法人税等調整額	△3,366
当期純利益	230,028
親会社株主に帰属する当期純利益	230,028

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,619,478</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,154,941</b>
現金及び預金	803,123	買掛金	612,130
売掛金	424,256	1年内返済予定の長期借入金	143,100
商品	327,235	未払金	22,890
仕掛品	3,807	未払費用	113,083
前払費用	49,466	契約負債	200,034
その他	11,589	未払法人税等	23,997
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,137,957</b>	未払消費税等	2,601
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>120,788</b>	賞与引当金	18,818
建物	98,396	その他	18,284
機械及び装置	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>363,637</b>
工具、器具及び備品	22,391	長期借入金	363,637
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>193,668</b>	負債合計	<b>1,518,578</b>
ソフトウェア	193,668	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>823,501</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,238,858</b>
投資有価証券	20,899	資本金	268,858
関係会社株式	558,763	資本剰余金	188,858
出資金	510	資本準備金	188,858
長期前払費用	105,914	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>781,942</b>
敷金及び保証金	115,005	その他利益剰余金	781,942
繰延税金資産	18,408	繰越利益剰余金	781,942
その他	4,000	<b>自 己 株 式</b>	<b>△800</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,238,858</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,757,436</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,757,436</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,913,523
売上原価	5,290,337
売上総利益	1,623,185
販売費及び一般管理費	1,357,749
営業利益	265,435
営業外収益	
受取利息	18
為替差益	2,456
広告料収入	903
雑収入	109
合計	3,487
営業外費用	
支払利息	1,299
投資事業組合運用損失	2,295
雑損	48
合計	3,644
経常利益	265,278
特別損失	
固定資産除却損	0
合計	0
税引前当期純利益	265,278
法人税、住民税及び事業税	84,645
法人税等調整額	5,545
当期純利益	175,088

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社交換できるくん  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	東	朋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社交換できるくん  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	東	朋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社交換できるくんの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、取締役会で定期的に報告を受けるとともに、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役、使用人から直接その職務の執行状況や事業報告を受け、企業集団としての情報収集を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

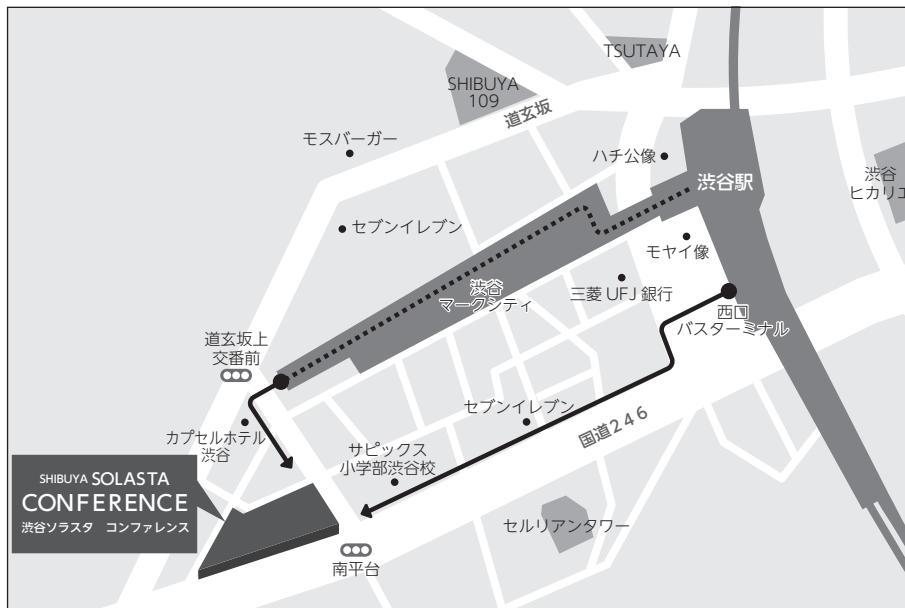
株式会社交換できるくん 監査役会

常勤監査役	松	澤	修	㊟
社外監査役	鈴	木	謙吾	㊟
社外監査役	村	木	達也	㊟

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階  
渋谷ソラスタコンファレンス4G



交通：JR山手線／JR埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／  
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線  
各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2024年5月31日

第26期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社交換できるくん

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	268,389	188,389	591,359	△657	1,047,480	1,047,480
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	468	468			937	937
親会社株主に帰属する 当期純利益			230,028		230,028	230,028
自己株式の取得				△142	△142	△142
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	468	468	230,028	△142	230,822	230,822
当 期 末 残 高	268,858	188,858	821,387	△800	1,278,303	1,278,303

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社KDサービス

株式会社アイピーエス

当連結会計年度において株式会社アイピーエスの全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10	～	18	年
機械及び装置			6	年
工具、器具及び備品	4	～	10	年
車両及び運搬具			2	年

b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用額(5年)に基づく定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

また、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「4. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

サービス区分	売上高
商品売上	5,310,411
工事売上	1,964,446
その他売上	290,201
顧客との契約から生じる収益	7,565,059
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,565,059

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 住宅設備機器の交換工事サービスに係る収益認識

当社グループの主要な事業である住宅設備機器の交換工事サービスには、住宅設備機器の販売が含まれております。なお、工事は短期間で完了するものであるため、顧客との契約に基づいて工事が完了し、かつ顧客が検収した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 代理人取引に係る収益認識

住宅設備機器の商品部分の延長保証サービスに係る収益については、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差引いた純額で収益を認識しております。

③ 保証サービスに係る収益認識

住宅設備機器の交換工事サービスには工事保証及び商品保証が含まれており、当該保証を履行義務として識別し、保証期間にわたって収益を認識しております。

④ 自社ポイントに係る収益認識

当社ECサイト「交換できるくん」において、会員の購入金額に応じて当該サイトで利用可能なポイントを発行しており、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法により収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	371,149
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	608,555
契約負債(期首残高)	124,210
契約負債(期末残高)	205,652

- (注) 1. 契約負債は、主に住宅設備機器の交換工事に付随する保証サービスの対価のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20,193千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。当連結会計年度において残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	40,173
1年超2年以内	33,658
2年超3年以内	28,590
3年超4年以内	13,114
4年超5年以内	13,114
5年超	65,574
合計	194,226

## 5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	29,866千円
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)	79,659千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 51,849千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うためコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次の通りであります。

コミットメントライン	500,000	千円
借入実行残高	—	千円
差引額	500,000	千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,274,400株 |
|------|------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 45,600株 |
|------|---------|

## 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況を把握しております。営業債務である買掛金、未払費用の支払期日は、1年以内であります。借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであり、長期借入金の返済期限は決算日後5年以内であります。

## (2) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先別及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、今後の事業展開等を考慮し、保有状況を継続的に見直しております。

### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)

当社グループは、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### ⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち大部分が上位3社に対するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷金及び保証金	125,504	124,959	△545
資 産 計	125,504	124,959	△545
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	543,416	543,502	86,255
負 債 計	543,416	543,502	86,255

(注) 1. 現金及び預金、売掛金及び買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	975,365	－	－	－
売掛金	608,555	－	－	－
敷金及び保証金	47,533	77,970	－	－
合 計	1,631,453	77,970	－	－

(注) 3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、20,949千円です。

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	174,741	147,531	79,008	79,008	63,128	－
合 計	174,741	147,531	79,008	79,008	63,128	－

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している以外の金融商品

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	124,959	－	124,959
資 産 計	－	124,959	－	124,959
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	－	543,502	－	543,502
負 債 計	－	543,502	－	543,502

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	562円09銭
1 株当たり当期純利益	101円20銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

## 11. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

### (1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容  
被取得企業の名称 株式会社アイピーエス  
事業の内容 システム開発受託
- ② 企業結合を行った主な理由

当社は、巨大市場であるリフォーム市場の中の住宅設備機器のチェンジ領域においてWeb完結型の見積りで交換工事のデジタル変革（DX）を推進してまいりました。今後の更なる事業成長のため、カスタマーエクスペリエンスの向上や事業生産性の向上に向けて、積極的なシステム投資を行っております。

一方、アイピーエスは、長期にわたりエネルギー事業関連を中心とする大手優良企業様に要件定義から運用保守まで一気通貫して様々なITシステムの提供をしてまいりました。

この様な状況のもと当社は、アイピーエスの従来事業の成長に加え、グループ化により当社の情報システム部門を強化するとともに、これまで当社で培ったノウハウをITソリューションとして提供することを事業化する目的で同社株式を取得することを決定いたしました。

本件により、当社は、アイピーエスを当社グループに迎え入れ、IT利活用が後手にまわっている不動産・リフォーム業界へのDX化促進ソリューション提供事業への参入を目指します。

- ③ 企業結合日  
2024年1月22日(株式取得日)  
2023年12月31日(みなし取得日)
- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称  
株式会社アイピーエス
- ⑥ 取得した株式の数  
取得株式数 300株(議決権比率:100%)
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間  
2024年1月1日から2024年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
取得の対価                      現金                      503,300千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー費用等 5,463千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん  
①発生したのれん

252,658千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	220,190	千円
固定資産	410,719	//
資産合計	630,910	//
流動負債	150,793	//
固定負債	229,474	//
負債合計	380,268	//

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	268,389	188,389	188,389
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	468	468	468
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
当 期 変 動 額 合 計	468	468	468
当 期 末 残 高	268,858	188,858	188,858

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	606,854	606,854	△657	1,062,975	1,062,975
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行				937	937
当 期 純 利 益	175,088	175,088		175,088	175,088
自 己 株 式 の 取 得			△142	△142	△142
当 期 変 動 額 合 計	175,088	175,088	△142	175,883	175,883
当 期 末 残 高	781,942	781,942	△800	1,238,858	1,238,858

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～18年
機械及び装置	6年
工具、器具及び備品	4～10年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用額(5年)に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3. 表示方法の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**4. 収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	18,408千円
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)	19,842千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,996千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権 26,176千円

短期金銭債務 114,808千円

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 1,334,540千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 184株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,762千円
商品評価損	579 //
未払事業税	1,491 //
敷金償却	2,712 //
長期貸付金	2,559 //
その他	6,737 //
繰延税金資産小計	19,842 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	— //
評価性引当額小計	— //
繰延税金資産合計	19,842 //
繰延税金負債	//
有価証券評価益	1,433 //
繰延税金負債合計	1,433 //
繰延税金資産の純額	18,408 //

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	事業の内容	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)KDサービス	所有 直接100.0%	サービス業	施工業委託等	施工業委託費用	1,083,054	買掛金	114,808

(注) 支払金額については、業務内容及び一般取引条件を勘案し毎期交渉のうえ、決定しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	544円74銭
1株当たり当期純利益	77円03銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。